

用途区分16号:保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の状況		備考
						内容	実施時期	
1	広島高等・地方・簡易裁判所 庁舎(北棟)	中区上八丁堀2番3	公益上必要な庁舎	別表2(6) 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$GIs=1.04$	耐震改修済	—	—
2	広島地方合同庁舎 3号館	中区上八丁堀6番3	公益上必要な庁舎	別表2(14) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ($Is/1 \cdot IE=1.00 \geq 1.00$)	—	—	—
				別表2(14) 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる ($Is/1 \cdot IE=1.03 \geq 1.00$)			
3	広島港湾合同庁舎	南区宇品海岸3-10-17	公益上必要な庁舎	別表2(6) 一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$GIs=1.10$	耐震改修済	—	—
4	広島県庁舎 農林庁舎	中区基町10-52	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is=0.92$ $Is/Is0=1.02$ $Ctu \cdot SD=0.77$	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) $Is0=0.90$
5-1	広島県庁舎 本館、南館、北館、議事堂	中区基町10-52	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$s=0.76$ $Is/Is0=1.01$ $Ctu \cdot SD=0.35$	耐震改修済	平成31年度着手 令和4年度完了	耐震診断の結果(詳細) $Is0=0.75$ X方向 6階 $Is=0.77$ $Ctu \cdot SD=0.40$ 5階 $Is=0.76$ $Ctu \cdot SD=0.54$ 4階 $Is=0.84$ $Ctu \cdot SD=0.51$ 3階 $Is=0.97$ $Ctu \cdot SD=0.45$ 2階 $Is=0.82$ $Ctu \cdot SD=0.76$ 1階 $Is=0.89$ $Ctu \cdot SD=0.83$ Y方向 6階 $Is=0.86$ $Ctu \cdot SD=0.35$ 5階 $Is=0.83$ $Ctu \cdot SD=0.37$ 4階 $Is=0.76$ $Ctu \cdot SD=0.34$ 3階 $Is=0.77$ $Ctu \cdot SD=0.35$ 2階 $Is=0.76$ $Ctu \cdot SD=0.45$ 1階 $Is=0.83$ $Ctu \cdot SD=0.35$
				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$s=0.76$ $Is/Is0=1.01$ $Ctu \cdot SD=0.53$			塔屋部分 耐震診断の結果(詳細) $Is0=0.75$ X方向 4階 $Is=0.86$ $Ctu \cdot SD=0.53$ 3階 $Is=0.94$ $Ctu \cdot SD=0.87$ 2階 $Is=1.05$ $Ctu \cdot SD=0.98$ 1階 $Is=0.76$ $Ctu \cdot SD=0.70$ Y方向 4階 $Is=1.04$ $Ctu \cdot SD=0.97$ 3階 $Is=1.23$ $Ctu \cdot SD=1.14$ 2階 $Is=0.79$ $Ctu \cdot SD=0.73$ 1階 $Is=0.79$ $Ctu \cdot SD=0.73$
				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$Is=0.75$ $Is/Is0=1.00$ $Ctu \cdot SD=0.41$			耐震診断の結果(詳細) $Is0=0.75$ X方向 4階 $Is=0.83$ $Ctu \cdot SD=0.77$ 3階 $Is=1.01$ $Ctu \cdot SD=0.62$ 2階 $Is=0.82$ $Ctu \cdot SD=0.59$ 1階 $Is=0.81$ $Ctu \cdot SD=0.75$ Y方向 4階 $Is=0.81$ $Ctu \cdot SD=0.75$ 3階 $Is=0.78$ $Ctu \cdot SD=0.41$ 2階 $Is=0.76$ $Ctu \cdot SD=0.75$ 1階 $Is=0.75$ $Ctu \cdot SD=0.69$

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の状況		備考
						内容	実施時期	
5-2	広島県庁舎 本館、南館、北館、議事堂	中区基町10-52	公益上必要な庁舎	別表2(5-4) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	$I_s=1.43$ $I_s/I_{so}=2.38$	—	—	耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=0.60$
				別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s=0.75$ $I_s/I_{so}=1.00$ $C_{tu} \cdot SD=0.70$	耐震改修済	平成31年度着手 令和4年度完了	耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=0.75$ X方向 3階 $I_s=0.95$ $C_{tu} \cdot SD=0.88$ 2階 $I_s=0.78$ $C_{tu} \cdot SD=0.72$ 1階 $I_s=0.77$ $C_{tu} \cdot SD=0.73$ Y方向 3階 $I_s=0.81$ $C_{tu} \cdot SD=0.75$ 2階 $I_s=0.86$ $C_{tu} \cdot SD=0.79$ 1階 $I_s=0.75$ $C_{tu} \cdot SD=0.70$
6	保健環境センター	南区皆実町一丁目6-29	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s=0.603$ $I_s/I_{so}=0.1,005$ $C_{tu} \cdot SD=0.60$	耐震改修済	平成29年度着手 平成30年度完了	耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=0.60$ X方向 8階 $I_s=0.74$ $C_{tu} \cdot SD=0.73$ 7階 $I_s=0.605$ $C_{tu} \cdot SD=0.60$ 6階 $I_s=0.83$ $C_{tu} \cdot SD=0.83$ 5階 $I_s=0.69$ $C_{tu} \cdot SD=0.68$ 4階 $I_s=0.68$ $C_{tu} \cdot SD=0.68$ 3階 $I_s=0.61$ $C_{tu} \cdot SD=0.60$ 2階 $I_s=0.65$ $C_{tu} \cdot SD=0.64$ 1階 $I_s=0.63$ $C_{tu} \cdot SD=0.62$ Y方向 8階 $I_s=1.47$ $C_{tu} \cdot SD=1.46$ 7階 $I_s=0.78$ $C_{tu} \cdot SD=0.77$ 6階 $I_s=0.84$ $C_{tu} \cdot SD=0.84$ 5階 $I_s=0.68$ $C_{tu} \cdot SD=0.68$ 4階 $I_s=0.61$ $C_{tu} \cdot SD=0.61$ 3階 $I_s=0.61$ $C_{tu} \cdot SD=0.61$ 2階 $I_s=0.607$ $C_{tu} \cdot SD=0.60$ 1階 $I_s=0.603$ $C_{tu} \cdot SD=0.61$
7	広島市役所北庁舎	中区国泰寺町一丁目4-8	公益上必要な庁舎	別表2(5-5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版) 鉄骨が充腹材の場合	$I_s=0.81$ $I_s/I_{so}=1.00$ $C_{tu} \cdot SD=0.33$	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=0.81$
8	広島市役所南庁舎(議会棟)	中区国泰寺町一丁目62外3筆	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s=0.64$ $I_s/I_{so}=1.07$ $C_{tu} \cdot SD=0.65$	耐震改修済	平成29年度着手 平成30年度完了	耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=0.60$ X方向 5階 $I_s=1.11$ $C_{tu} \cdot SD=1.12$ 4階 $I_s=0.78$ $C_{tu} \cdot SD=0.79$ 3階 $I_s=0.67$ $C_{tu} \cdot SD=0.67$ 2階 $I_s=0.64$ $C_{tu} \cdot SD=0.65$ 1階 $I_s=0.69$ $C_{tu} \cdot SD=0.69$ Y方向 5階 $I_s=1.14$ $C_{tu} \cdot SD=1.14$ 4階 $I_s=1.14$ $C_{tu} \cdot SD=1.15$ 3階 $I_s=0.78$ $C_{tu} \cdot SD=0.79$ 2階 $I_s=0.85$ $C_{tu} \cdot SD=0.85$ 1階 $I_s=0.76$ $C_{tu} \cdot SD=0.76$
				別表2(4-1) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	$I_s=0.85$ $I_s/I_{so}=0.85$			塔屋部分 耐震診断の結果(詳細) $I_{so}=1.00$ X方向 PH2階 $I_s=1.14$ PH1階 $I_s=0.86$ 8-9間階 $I_s=1.59$ Y方向 PH2階 $I_s=2.08$ PH1階 $I_s=0.85$ 8-9間階 $I_s=1.77$

番号	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	耐震改修等の状況		備考
						内容	実施時期	
9	東区役所	東区東蟹屋88-1	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is=0.83 Is/Iso=1.02 Ctu・SD=0.67	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81
10	南区役所	南区皆実一丁目184-1外6筆	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is=0.81 Is/Iso=1.00 Ctu・SD=0.84	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81
11	西区役所	西区福島町二丁目2-1	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	Is=0.85 Is/Iso=1.04 Ctu・SD=0.48	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81
12	安佐南区役所	安佐南区古市一丁目1272-2外7筆	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.87 Is/Iso=1.07 Ctu・SD=0.44	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81
13	安佐北区役所	安佐北区可部四丁目199-1	公益上必要な庁舎	別表2(5-3) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is=0.83 Is/Iso=1.02 Ctu・SD=0.43	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81
14	佐伯区役所	佐伯区海老園二丁目310-3外5筆	公益上必要な庁舎	別表2(5-5) 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版) 鉄骨が充腹材の場合	Is=0.81 Is/Iso=1.00 Ctu・SD=0.55	耐震改修済	—	耐震診断の結果(詳細) Iso=0.81

耐震診断の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価(抜粋)

別表2

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq Is/Iso$
(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$Is/Iso < 0.5$ 又は $Ctu \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot SD$
(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$Is/Iso < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$
(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot SD$
		鉄骨が非充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Iso$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot SD$
(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Qu/\alpha \cdot Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/\alpha \cdot Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/\alpha \cdot Qun$ かつ $GIs < 1.0$ $1.0 \leq GIs$
(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

※別表1、2の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限り、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

※別表2に掲げる耐震診断の方法のうち、(4-1)から(5-6)、(11)、(12)の方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及びIsoを算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示している。